



理容所・美容所を開業するには

理容所・美容所を開業するには、基準に合った施設を設け、保健所に届出を受けて検査を受ける必要があります。

〔ヘアカットやパーマを行う店だけでなく、次のような店も理(美)容所に該当します。〕
〔例〕まつ毛エクステンション→美容所 / 顔そり (フェイシャルシェービング) →理容所



開業までの流れ

※他法令に基づく手続きもお忘れなく(4ページ参照)

① 事前相談



- 理(美)容所は、床面積や洗浄設備などの基準が定められています。工をする前に、施設の図面を保健所に御相談ください。(2ページ参照)
- 理(美)容師を2人以上置く場合、管理理(美)容師を置く必要があります。

② 届出



- 開業の約2週間前までに衛生環境課窓口で次の書類を提出してください。

提出書類

- 理容所開設届 又は 美容所開設届
- 理(美)容師が2人以上の場合、管理理(美)容師講習会の修了証書(注)の写し
- 在籍する理(美)容師全員の診断書
= 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する診断書
(免許申請の際に提出する「精神の機能の障害に関する診断書」とは異なる)
- 施設の平面図 (様式は自由)
- 施設付近の見取図 (様式は自由)
- 開設者が外国人である場合、住民票の写し (国籍等を記載したもの)
- 在籍する理(美)容師全員の理(美)容師免許(注)の写し

注) 修了証書・免許証の再交付は(公財)理容師美容師試験研修センター(03-5579-6878)

手数料

16,000円 次のいずれかの方法で納付願います。

- ①保健所窓口でのクレジットカード、電子マネー、コード決済
- ②インターネット「新潟県電子申請システム」からの納付
- ③「記入式納付書」を金融機関に持参して現金納付

③ 施設検査

- 開設者立会いのもと、保健所職員が施設の検査をします。
(原則として毎週水曜日)

④ 適合確認

- 施設が基準に適合していれば、検査の翌日から営業できます。
→後日、検査確認済証が発行されるので、窓口で受取りにきてください。
- 基準に適合していない場合は、改善後に再検査になります。

⑤ 営業開始

- 検査確認済証を施設内の見やすい場所に掲示してください。
- お客様の皮膚に接する器具 (はさみ、くし、かみそりなど) は、法令で定められた方法でお客様一人ごとに消毒する必要があります。(3ページ参照)
- 理(美)容師や設備を変更した場合は保健所に届け出てください。(4ページ参照)

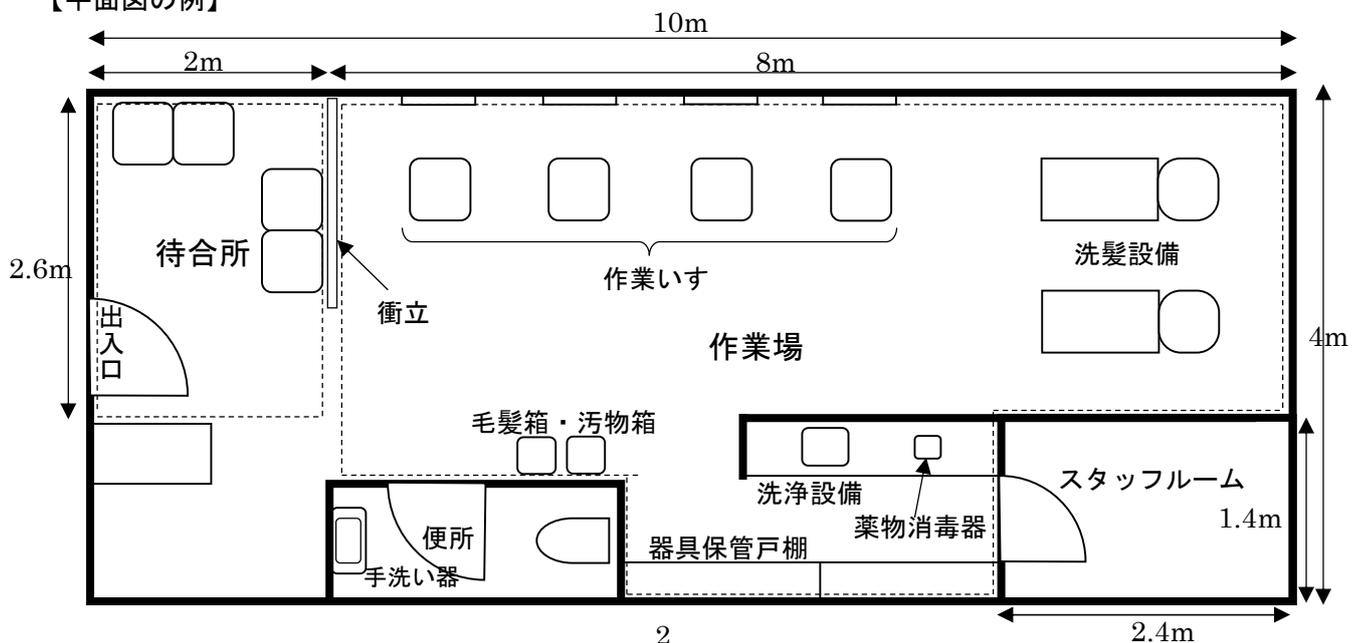
理(美)容所の構造設備の基準

根拠法令

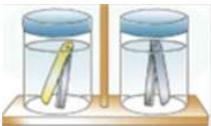
- ・理容師法／理容師法施行規則／新潟県理容師法施行条例
- ・美容師法／美容師法施行規則／新潟県美容師法施行条例

外部との区画	外部及び住居など理(美)容所以外の施設と隔壁等により区画すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 理容所と美容所と併設する場合の区画について ・原則として、理容所の作業場と美容所の作業場とを区画する。 ・ただし、施術者全員が理容師と美容師の両免許をもつ場合のみ、同じ作業場で理容所と美容所を開設できる。 </div>							
床・腰板の材質	コンクリート、タイル、リノリューム又は板など 不浸透性材料 を使用すること。							
待合所	床面積	客の待合所を設け、床面積は 3.3㎡以上 とすること。						
	作業場との区分	適当な高さを有する 衝立 などにより、 作業場と明確に区分 すること。						
作業場の床面積	作業いすが 1～2脚 のときは 9.9㎡以上 とし、さらに 1脚増すごとに3.3㎡を加えた面積以上 とすること。							
	1～2脚	3脚	4脚	5脚	6脚	7脚	8脚	...
洗淨設備	作業場には、器具類及び従業員の手指等を洗淨するための 給湯可能な設備（流水装置） を設け、石けん、消毒液等を備えること。							
洗髪設備	作業場には、 洗髪するための給湯可能な設備 を設けること。							
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 調髪を一切行わない理(美)容所では、洗髪設備を省略できる。 例)「顔そり専門」の理容所 / 「まつ毛エクステンション専門」の美容所 </div>							
器具の保管設備	消毒済みの器具類を保管 するための収納ケース等を備えること。							
消毒設備	器具類及び布片類を消毒 する設備又は器材を備えること。 →皮膚に接する器具の 消毒方法 は3ページ参照							
汚物箱・毛髪箱	ふた付きの 汚物箱 及び 毛髪箱 を備えること。							
便所	客の利用しやすい場所に 便所 があること。							

【平面図の例】



理(美)容所の管理基準

清潔保持	施設は、常に <u>清潔を保持</u> し、随時 <u>ねずみ、昆虫等の駆除</u> を行うこと。
採光、照明、換気	採光、照明及び換気を充分にすること。  <ul style="list-style-type: none"> ・作業面の<u>照度を100ルクス以上</u>とすること。 ・施設内の<u>炭酸ガスを5 cm³/L (=0.5%) 以下</u>に保つこと。
皮膚に接する器具の管理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> クリッパー (バリカン)、 はさみ、くし、 刷毛、ふけ取り、 かみそり 等 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚に接する器具は清潔に保ち、<u>客一人ごとに消毒</u>すること。 ・皮膚に接する器具は、<u>十分に洗浄</u>した後、<u>次のいずれかの方法により消毒</u>しなければならない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1)かみそり(レザーカット専用を除く) かみそり以外で血液が付着又はその疑いのある器具</p>  <ol style="list-style-type: none"> ① 沸騰後<u>2分間以上煮沸</u>する。 ② 76.9~81.4%<u>エタノール</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 ③ <u>0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム液</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(2)上記以外の器具 上記①~③の方法</p>  <ol style="list-style-type: none"> ④ 85 μw/cm²以上の<u>紫外線</u>を<u>20分間以上照射</u>する。 ⑤ 80℃超の<u>蒸気</u>に<u>10分間以上触れさせる</u>。 ⑥ <u>エタノール</u>を含ませた綿・ガーゼで器具の表面を<u>ふく</u>。 ⑦ <u>0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウム液</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 ⑧ 0.1%以上の<u>逆性石ケン液</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 ⑨ 0.05%以上の<u>グルコン酸クロルヘキシジン液</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 ⑩ 0.1%以上の<u>両性界面活性剤液</u>に<u>10分間以上浸す</u>。 </div>
布類の管理	皮膚に接する布(タオル等)は清潔に保ち、 <u>客一人ごとに消毒済みのもの</u> に取りかえること。
理(美)容師の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>清潔な作業衣</u>を着用し、<u>顔面作業中は清潔なマスク</u>を使用すること。 ・常に<u>爪を短くし</u>、<u>客一人ごとの作業の前後に手を洗い</u>、必要に応じて<u>消毒</u>を行うこと。
感染症にかかっている客の施術	<u>感染症</u> にかかっている(疑い含む)客又は <u>皮膚疾患</u> にかかっている客を施術した後は、手指・器具類・布片類の <u>消毒を厳重</u> に行うこと。
外傷の救急処置	外傷の <u>救急処置に必要な薬品・衛生材料</u> を常備し、適正に使用すること。
書類の掲示	理(美)容所の <u>見やすい場所に検査確認済証と理(美)容師免許証を掲示</u> しておかなければならない。

開設後に変更等があった場合の届出

開設後、届出事項を変更した場合や理(美)容所を廃止した場合は、保健所に届け出てください。

変更等の内容	必要な届出
開設者そのものを変更	
事業譲渡	「譲渡による地位承継届出書」を提出してください → (譲渡を証する書類が必要)
個人開設者の死亡による相続	「相続による地位承継届出書」を提出してください → (故人の戸籍謄本や他の相続人の同意書が必要)
法人の合併・分割	「合併・分割による地位承継届出書」を提出してください → (合併・分割した事実が記載された登記事項証明書が必要)
上記以外で開設者が別の個人や法人に代わる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・旧開設者は「理(美)容所変更等届出書」で「廃止」を届け出てください。 ・新開設者は「理(美)容所開設届」(手数料 16,000 円が必要)を提出し、保健所による検査を受けてから営業を開始してください。
開設者の住所や法人代表取締役を変更 理(美)容所の名称・電話番号を変更	変更後速やかに「理(美)容所変更等届出書」を提出してください。
在籍する理(美)容師を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後速やかに「理(美)容所変更等届出書」により、新たに在籍した者を「新」欄に、離籍した者を「旧」欄に記入して提出してください。 ・新規に雇い入れた理(美)容師については、<u>理(美)容師免許の写しと診断書</u>を添付してください。 ・管理理(美)容師を変更する場合は、<u>管理理(美)容師講習会の修了証書の写し</u>を添付してください。
施設・設備を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>床面積が2倍以上になる増築</u>又は<u>現状の半分以上を壊して改築</u>する場合は廃止・新規開設として取り扱われます。 ▶「理(美)容所変更等届出書」で「廃止」を届け出るとともに「理(美)容所開設届」(手数料 16,000 円が必要)を提出し、保健所による検査を受けてから営業を開始してください。 ・<u>上記に満たない増改築や、作業いすや洗髪設備等の位置や数を変更</u>する場合は、「理(美)容所変更等届出書」を提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・理(美)容所を廃止 ・1か月以上休業 ・休業後、再開 	「理(美)容所変更等届出書」で「廃止」「停止」「再開」を届け出てください。

他法令に基づく届出(主なもの)

- 消防関係 … 柏崎市消防本部 予防課 (柏崎市三和町 8-51) 電話 0257-24-1382
- 社会保険 … 柏崎年金事務所 (柏崎市幸町 3-28) 電話 0257-38-0568
労働保険 … 新潟労働局 労働保険徴収課 (新潟市中央区美咲町 1丁目 2番 1号) 電話 025-288-3502
- 税金関係
国税(所得税など) … 柏崎税務署 (柏崎市中央町 5-53) 電話 0257-22-2131
県税(個人事業税など) … 長岡地域振興局 県税部 (長岡市沖田 2-173-2) 電話 0258-38-2505